

住民は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと、当該区域においては引き続き任意の避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は同区域に入らないようにすること、当該区域においては保育所、幼稚園、小中学校及び高校は休所、休園又は休校とすること、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入るとは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくことが求められた。当該区域は、年間積算線量が 20 mSv を下回ることから計画的避難区域に指定されなかった地域であり、同区域からの退避が強制的に指示されたものではないが、上記指示内容によれば、同区域では、引き続き任意の避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は同区域に入らないようにするとともに、保育所、幼稚園、小中学校及び高校は休所、休園又は休校とされることなどが求められているのであるから、同区域から避難することについて合理性があるというべきである。したがって、少なくとも同区域の指定が解除された平成23年9月30日までの避難については本件事故と同区域からの避難との間に相当因果関係があると認められる。

4 自主的避難等対象区域からの避難について

自主的避難等対象区域は、年間積算線量が 20 mSv を超えないため、一審被告国の避難指示等の対象とされなかった地域であるから、同区域内の住民は、避難元住居からの避難を強制されるものではない。しかし、前記のとおり、ICRPは、低線量域においても放射線量に比例して発がんや遺伝性影響の確率が増加するという直線しきい値なしモデルを採用し、 1 mSv ないし 20 mSv の放射線量の値域を現存被ばく状況と位置づけ、関係する個人に対し、自助努力による防護対策として、自分や自分が責任を負う人々のモニタリングや被ばくを低減するための生活様式を求めているのであるから、避難元住居が少なくとも年間 1 mSv （毎時 $0.23\text{ }\mu\text{Sv}$ ）を超える地域にある場合には、本件原発からの距離、避難の時期、避難者又は家族の属性（放射線に対して感受性が

高いとされている年少者や妊婦であるか否かなど)等を総合的に考慮し、避難の選択が一般人の感覚に照らして合理的であると評価できる場合には、避難の合理性が認められ、本件事故と避難との間に相当因果関係があると認めるのが相当である。そして、中間指針追補は、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難者の多寡などを考慮の上、自主的避難等対象区域を定めているのであるから、当該避難者の避難元住居が自主的避難等対象区域内にあるという点は、避難の合理性を検討する上で重要な事情となるものである。

一審被告らは、自主的避難等対象区域の住民のほとんどは避難をしていないと主張するところ、証拠(乙G114, 丙B15)によれば、自主的避難等対象区域に係る平成23年3月15日時点における自主的避難者数及び人口に占める割合は、地震・津波による自主的避難者も含め、相馬市11.8パーセント(4457人)、いわき市4.5パーセント(1万5377人)、郡山市1.5パーセント(5068人)、二本松市1.1パーセント(647人)、福島市1.1パーセント(3234人)、田村市0.1パーセント(39人)、小野町0.1パーセント(9人)であること、本件事故発生当時の自主的避難等対象区域の人口は、約150万人とされているところ、自主的避難者数(推計)は、平成23年3月15日時点で4万0256人であったところ、同年4月22日時点までに2万2315人に減少し、その後、増加傾向となって同年9月22日時点で5万人を超え、これ以上に大幅に増加することがなかったことが認められる。これらの数字に照らすと、確かに自主的避難等対象区域の住民の多くは避難をしなかったということはできるものの、住民はそれぞれが抱える事情の制約に照らして避難の有無を決めているのであり、また、放射線被ばくへの不安や恐怖には個人差があることは否定できないから、避難した住民について、上記のように放射線量、避難の時期、避難者又は家族の属性等を総合的に考慮して避難の合理性が認められるのであれば、当該地域からの避難者が少ないから

といて避難と本件事故との相当因果関係が否定されることにはならないというべきである。

また、一審被告らは、本件事故発生直後から、本件事故の状況や福島県内の空間放射線量の状況は日々報道されており、避難指示等対象区域外での放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見についても繰り返し報じられていると主張するところ、本件事故発生以降、被ばくの人体への影響の有無については、福島県内で測定されている放射線量程度では人体への影響はないこと、発がんリスクは一度に高い放射線被ばくを受けない限りは高まらないと考えられていること、胎児に対する悪影響を懸念する必要性はないことなどが報道されるとともに、一審被告国も、ウェブサイトやニュースレター等を通じて、本件原発から30km以遠に居住する住民に対して、放射線の人体への影響に関する情報を提供していることは前記認定のとおりであり、このことは自主的避難等対象区域の住民の多くが避難していないことにも裏付けられている。しかし、放射線被ばくが身体に与える影響について完全に解明されているわけではない中で、放射線被ばくへの不安や恐怖には個人差があることは否定できず、緊急事態下でやむを得なかったとしても、一審被告国の避難指示の対象区域も徐々に拡大したことに照らすと、上記報道等による情報提供の事実があったことを理由に自主的避難等対象区域の住民の避難について本件事故と相当因果関係がないとまでいうことはできない。

さらに、一審被告東電は、大人については平成23年4月22日頃まで、子供及び妊婦については平成24年8月末日までの期間を超えて避難したことに避難の合理性や避難継続の合理性がないなどと主張する。しかし、上記各期間は、一審被告東電が中間指針等に基づいて賠償対象期間として定めたものにすぎないところ、自主的避難等対象区域からの避難の合理性は、上記のとおり、当該地域の放射線量、本件原発からの距離、避難の時期、避難者又は家族の属性等を総合的に考慮して決めるべきものであるから、上記各期間を超えている

ことから当然に避難の合理性が認められないものではないし、一度避難した者の精神的損害が上記各期間の経過により当然に回復され、損害賠償請求できなくなるものでもない。

5 特定避難勧奨地点からの避難について

特定避難勧奨地点は、積算線量推計の結果、計画的避難区域外である伊達市等において年間積算線量が20 mSvを超えると推定される地点について、政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制したりすることはないものの、放射線の影響を受けやすい妊婦や子供のいる家庭に対して注意喚起、避難の支援や促進を行うものである。したがって、一審被告国によって強制的に避難が指示されるものではないが、年間積算線量が20 mSvを超えると推定される地点であるから、本件事故とその避難との間に相当因果関係があるというべきである。

第4 中間指針等の位置づけ及び合理性について

- 1 一審原告らは、中間指針等について、一審被告東電において少なくともこれを任意に賠償すべきであるとする指針であり、最低限の賠償額を定めた基準であるから、裁判手続等においても、中間指針等が定めた損害額を下回る損害額を認定することは許されないと主張する。

しかしながら、中間指針等は、前記認定のとおり、原陪審が、原賠法18条2項2号に基づき、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定したものであり、飽くまで裁判外における自主的な解決のための指針にすぎないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく、一審原告ら毎に、本件に現れた一切の事情を考慮してその合理的な裁量によって一審原告らの請求の当否及び慰謝料を認める場合の慰謝料額を判断できるといふべきである。

したがって、一審原告らの上記主張は採用することができない。

2 一審原告らは、一審被告東電は、東電公表賠償額を支払う旨を表明していたところ、原審において、東電公表賠償額を本件訴訟の訴訟物から除外し、同賠償額を超える精神的損害に限って本件訴訟の訴訟物とすることを提案するとともに、既払金額確定のため原審口頭弁論終結時まで直接請求しないことになった際も原審口頭弁論終結後に直接請求に応じない可能性があることについて何ら言及していなかったのであるから、一審原告らと一審被告東電との間には、遅くとも上記提案を記載した平成27年11月13日付け上申書の提出日までは、少なくとも東電公表賠償額を支払う旨の合意が成立したと主張する。

しかし、一審被告東電の上記上申書に係る提案は、一審原告らの反対により合意に至らなかったというのであるから、上記上申書に基づいて一審原告らの主張する、少なくとも東電公表賠償額を支払う旨の合意が成立したと認めることはできない。また、東電公表賠償額は、中間指針等に基づくものであるところ、中間指針等は飽くまで裁判外における自主的な解決のための指針にすぎないから、東電公表賠償額も同様に裁判外の自主的な解決のための基準というべきものであり、一審被告東電が東電公表賠償額による支払を表明したからといって、当然に、少なくとも同額を支払うことについて被害者との間で合意が成立したということとはできないし、他に同合意が成立したことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、一審原告らの上記主張は採用することができない。

3 一審原告らは、中間指針等の内容について、政府の避難指示等の有無によって賠償の対象や範囲を大きく区別していること、自賠償基準を参考としており訴訟において通常認められる慰謝料額よりも著しく低額であること、及び日常生活に不便が生じたことに対する慰謝料を基本とするもので一審原告らの受けた様々な権利利益の侵害を反映していないことを挙げて、不合理かつ不相当な部分があると主張する。

しかし、中間指針等は、本件事故により避難を余儀なくされた住民や事業者、

出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などを迅速、公平かつ適正に救済するために定められたものであるから、政府の避難指示等の有無、内容に応じて慰謝料額を定めることは自然であり、不合理なものではない。また、中間指針等は、「裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置き」、「損害賠償として説明できるかということが重要」なものとして策定されているのであり（乙C75・15頁，乙C76・20頁），訴訟において通常認められる慰謝料額よりも著しく低額なものとは認め難いし，そもそも裁判所を拘束するものでもない。また，中間指針等は，単に避難生活の不便さに対する慰謝料だけを対象とするものではなく，平穏な日常生活及びその生活基盤の喪失，自宅に帰れない苦痛，先の見通しが見つからない不安，放射線被ばくへの不安や恐怖に対する慰謝料を含むものであることは中間指針等の内容に照らして明らかである（乙C31）。

むしろ，中間指針等は，法学者及び放射線の専門家等の委員からなる原陪審が会議公開のもとで複数回にわたる審議を経て定めたもので，審議の議事録も公開され，中間指針等自体においても策定の理由が詳しく説明されているものであり，その内容においても特に不合理なものとは認められない。

したがって，一審原告らの上記主張は採用することができない。

- 4 一審被告東電は，中間指針等の賠償基準は民事裁判において認められるであろう賠償の内容を念頭に置いた合理的かつ相当な基準であり，現に多数の被害者に対する賠償が実施されており，賠償規範として定着している実情にあるから，原則としてそれに従った支払が命じられるべきであると主張する。

しかし，中間指針等は，飽くまで自主的な解決のための指針にすぎず，一審被告東電の主張するとおり中間指針等に基づいて現に多数の被害者に対する賠償が実施されているとしても，法規範に準ずるものとして裁判規範になるものではないから，裁判所は，中間指針等の内容に拘束されることなく，一審原告ら毎に，本件に現れた一切の事情を考慮してその合理的な裁量によって一審原

告らの請求の当否及び慰謝料を認める場合の慰謝料額を判断できるというべきである。そして、中間指針等は、避難者各人の個別事情を捨象して避難者が避難を余儀なくされたことに伴い平均して被ると考えられる精神的苦痛に対する賠償額を定めたものと解するのが相当であるから、一審原告らに上記平均的な損害を超える精神的損害の発生を基礎づける個別具体的な事情が認められるのであれば、裁判所は中間指針等の定める賠償額を超えて慰謝料額を定めることもできるというべきである。

したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

第5 慰謝料の考慮要素について

1 一般的な考慮要素

本件事故による被害は、多数の者に広範に生じたものであり、被害者が等しく共通して被っていると認められる損害もあるから、訴訟の場においても、ある程度典型的に慰謝料額を算定することも許されると解される。その際の一つの基準としては、一審原告らが本件事故により避難を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償を求めるものであることから、中間指針等が賠償額を定める際に基準としたように、一審原告らが避難前に居住していた地域が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備地域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点又は自主的避難等対象区域のいずれに所在していたかは、慰謝料額算定に当たっての典型的な考慮要素となる。また、中間指針等と同様に、避難者が放射線への感受性が高いとされている子供又は妊婦であるか否かも、慰謝料額算定に当たって典型的な考慮要素となる。その上で、本件における被侵害利益が多様な利益が結びついた包括的な平穏生活権の侵害であることを前提に、個々の一審原告らについて従前の生活状況、避難の状況及び避難生活の状況等の具体的事情を考慮して各人毎の慰謝料額を算定するのが相当である。

2 被ばく線量検査の受検の有無

(1) 一審被告東電は、被ばく線量検査を受検していない一審原告らは、放射線

被ばくに対する不安が小さいか健康被害の心配のない者であるから、被ばく線量検査を受検していないことは慰謝料減額の考慮要素となるし、被ばく線量の検査を受けて問題がない範囲であるとされた一審原告らは、同一審原告らに認められるべき慰謝料額が一審被告東電の提示する賠償額を超えるものでないことの事情になると主張する。

(2) 証拠（甲C14ないし17，丙B2，3）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 福島県は、福島県立医科大学に事業を委託して、平成23年6月から県民健康調査を実施した。県民健康調査は、外部被ばく線量を推計評価する基本調査と内部被ばく線量を検査する詳細調査からなる。

(ア) 基本調査

基本調査は、平成23年3月11日から同年7月1日までに福島県内に住民登録をしていた205万5326人を対象とし、これらの者に問診票を配布し、本件事故後4か月間の行動を記録して提出することを求め、この記録を基に外部被ばく線量を推計評価し、その結果を通知するとともに、個々人の推計値を統計処理することにより、福島県における被ばくと健康影響についての解析を行うことに活用するという調査である。なお、福島県外の居住者で上記期間内に福島県内に通勤、通学をしていた者等に関しては、本人の申出により問診票を送付している。

上記問診票は、平成23年3月11日から同月25日までの行動については、1時間単位で滞在（場所、時間及び建物の造り）あるいは移動（場所及び時間）を記入するものであり、平成25年11月には、平成23年3月11日から4か月間の避難や引っ越しが1回以下の者に限り利用することのできる簡易版が導入された。

基本調査の解析方法は、問診票により行動パターンを調査した結果と、放射線の線量率マップ（2km×2km毎に区分けした1日平均の線量

率のマップ。なお、空間線量の測定器は大人の重要な臓器のある1mの高さに置かれることが多い。)を組み合わせて、放射線量を推計評価するというものである。

問診票の回答状況は、平成27年12月31日現在で、27.4%であり、その推計結果の評価は、すべての回答者につき「放射線による健康影響があるとは考えにくい」というものであった。

(イ) 詳細調査

詳細調査は、甲状腺の超音波検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査からなる。甲状腺の超音波検査は、チェルノブイリ原発事故においてヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されたことを踏まえて実施されたものであり、平成23年3月11日時点で概ね18歳以下の者を対象として、繰り返し行うことが予定されている検査である。一次検査の結果には、より詳細な二次検査の必要のないA判定、のう胞(中に水がたまった袋状のもので良性である。)や結節(細胞が変化した塊で良性と悪性がある。)の大きさにより二次検査を勧めるB判定、ただちに二次検査を受診することが必要なC判定がある。1回目の検査の対象者は、36万7685人、実際の受診者は30万0476人であり、二次検査の結果、113人が悪性又は悪性の疑いがあるとの判定になった。2回目の甲状腺の超音波検査は、対象者数38万1261人(1回目の対象者を含む。)、受診者数23万6595人であり、二次検査の結果、51人が悪性又は悪性の疑いがあるとの判定になった。

健康診査は、警戒区域、計画的避難区域等(丙B3・179頁)の住民に対して、生活環境等の変化等によって生じる生活習慣病等の予防あるいは早期発見、早期治療につなげるための検診であり、こころの健康度・生活習慣に関する調査は、上記住民に対して、本件地震及び本件津

波並びに本件事故により生じた不安や心の傷に対して支援を行うことなどに役立つ目的の調査である。妊産婦に関する調査は、母子健康手帳交付者のうち、本件地震及び本件津波並びに本件事故によって定期検診を受けられなかったり、出産や産後の育児に関して放射線被ばくを含めた様々な心配を抱えたりしている者を対象とした調査である。

イ 内部被ばく線量の検査

平成23年6月27日から福島県内の全市町村を対象に、ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の検査が行われ、平成27年12月31日までに約28万人が受検した。この検査の結果、年間1mSv以上の内部被ばく線量が測定されたケースとして野生のキノコが要因と考えられるとする事例の報告があることから、環境省は、一般的な放射性セシウムに対する防護として、含有量の大きい食品を知ること、同一食品ばかりを継続して食べないこと、多産地及び多品目摂取が有効であることを発表している。平成24年4月以降、上記検査において、内部被ばく線量が年間1mSv以上となった事例はない。

なお、ホールボディカウンタによる検査は、体内に取り込まれた放射性物質からの放射線を計測する装置であり、放射線の一種である γ （ガンマ）線を測定することはできるが、 β （ベータ）線を測定できないため、 β 線を放出するストロンチウム90は測定できない。また、ヨウ素131は半減期が8日と短く、セシウム134及びセシウム137は、いずれも時間の経過とともに体外に排出されるため、ホールボディカウンタによる検査は、日常的な経口摂取の影響を調べるものである。

- (3) 以上の事実によれば、外部被ばく線量の検査である県民健康調査のうちの基本調査は、平成23年3月11日から同月25日までの行動について、1時間単位で滞在（場所、時間及び建物の造り）あるいは移動（場所及び時間）を記入するというものであり、また、平成25年11月に導入された簡易版

であっても4か月に及ぶ行動の記録を求めるものであるから、その回答率からもうかがえるとおり、問診票の記入者に相当の負担をかけるものである。したがって、一審原告らの中に本件事故後の混乱した状況下においてそのような検査を受けなかった者がいるとしても、その者が直ちに放射線被ばくについて不安や恐怖を感じていなかったということとはできない。また、上記基本調査については、記憶に基づいて記入する問診票の記載の正確性や空間線量の測定の正確性（特に測定器が大人を基準に1 mの高さに原則として設置されていること）に課題がないわけではなく、内部被ばくの検査であるホールボディカウンタについても測定できる放射線が限られ、また、半減期等の関係で一定の限界があることから、検査の結果、問題のない範囲であったとしても、これにより放射線被ばくに対する不安や恐怖が直ちに解消されるということもできない。

したがって、被ばく線量検査を受検していない、あるいは受検した結果問題のない範囲であった一審原告らについて慰謝減額の考慮要素となるとする一審被告東電の主張は採用することができない。

3 一審被告東電への非難性

一審原告らは、一審被告東電には長期評価に基づき本件津波について予見可能性及び結果回避可能性があり、一審被告東電の津波予見義務違反の程度は故意又は重過失に相当するから、一審被告東電への非難性は慰謝料増額の考慮要素となると主張する。

しかし、長期評価は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域を一つの領域と区分し、同領域で約400年間に3回起こった津波地震と同様の津波地震が上記領域のどこでも発生する可能性があるとしていたが、このような長期評価の知見には、種々の異論や信頼性に疑義を生じさせる事情が存在しており、他方、当時確立し、実用として使用するのに疑点のないものを取りまとめたものとして、7省庁手引を補完するものと位置付けられていた津波評価技術が公

表されていたところ、長期評価の知見はこのような津波評価技術の知見と整合しないものであったことを考慮すると、一審被告東電において本件津波の発生を予見することはできなかつたと認められる。また、長期評価の知見に基づいて防潮堤を設置したとしても本件津波が10m盤に浸水することを防ぐことはできず、当時の水密化の技術に照らして水密化措置により本件事故を回避できたとも認め難い。そうすると、本件事故の発生について、一審被告東電に故意又は重大な過失があったとまでいうことはできないから、一審被告東電に対する非難性を慰謝料増額の考慮要素とするのは相当でない。

4 財産的侵害等に対する賠償

一審被告東電は、慰謝料の補完的作用からして、財産権侵害等に対する支払は、慰謝料減額の考慮要素となると主張する。確かに、財産的損害等の精神的損害以外の損害がてん補されることにより、精神的苦痛が事実上緩和される面があることは否定できないところである。しかし、本件においては、一審原告らは、各一審原告らに生じた損害を一括して慰謝料として請求するものではなく、財産的損害等とは別に、平穩生活権の侵害による精神的損害についてのみ損害賠償を請求するものであるから、財産的損害等に対する賠償の事実を慰謝料減額の考慮要素とすることは相当でない。

したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

5 子供や妊婦の避難に伴う同伴者の精神的損害

一審被告東電は、子供や妊婦がいる世帯において、子供や妊婦の健康不安を理由として大人が本件事故発生当初の平成23年4月22日頃までの時期を超えて子供や妊婦の避難に伴う同伴者には、大人は自身の被ばくに対するリスクへの不安から避難するものではないから、そのことをもって、同伴者自身の慰謝料を認定することは相当ではないし、子供や妊婦自身の健康上の不安に係る精神的苦痛については親ではなく子供や妊婦に対して精神的損害を賠償しているから、子供や妊婦の健康上の不安に係る精神的苦痛をもって、同伴者の精

神的苦痛を認定することは相当でないと主張する。

しかし、子供や妊婦がいる世帯において、大人が平成23年4月22日頃以降に妊婦や子供に同伴して避難したからといって、同伴者自身は放射線被ばくに対して不安を有していないということはできないし、同伴者の避難を平成23年4月22日頃までに限定することは、結果として子供や妊婦に対しても同日頃までの避難を強いることになり相当ではない。また、子供や妊婦自身の健康上の不安とは別に、同伴者自身についても子供や妊婦の健康上の不安を慮って精神的苦痛を受けることは否定できない。なお、子供や妊婦に対してされた精神的損害の賠償をもって同伴者に対する賠償とみることは慰謝料の一身専属的な性質に照らして明らかである。

したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

第6 弁済の抗弁について

1 弁済の事実

(1) 一審被告東電の賠償の方針

ア 一審被告東電は、平成23年8月30日付けプレスリリースにおいて、中間指針を踏まえ、確定した損害に対する補償を進めること、公正かつ迅速な補償を行う観点から中間指針で示された損害項目毎に賠償基準を策定したことを公表した。その中の避難生活等による精神的損害の項目は、次のとおりである（乙C39）。

(ア) 賠償対象者

避難等対象者

(イ) 賠償基準

避難した者については、平成23年3月11日から同年8月31日までの避難分として月額10万円あるいは月額12万円、同年9月1日から平成24年2月29日までの避難分として月額5万円をそれぞれ支払う（なお、その後については事故の収束状況を踏まえて検討する。）。

屋内退避を継続している者については、一人当たり10万円を支払う。

イ 一審被告東電は、平成23年11月24日付けプレスリリースにおいて、避難生活等による精神的損害に対する賠償について、事故発生から1年間は避難生活に伴う負担が大きいとして、次のとおり賠償基準を見直すことを公表した（乙C40）。

平成23年9月1日から平成24年2月29日までの賠償金額を一人当たり月額10万円又は12万円とする。

ウ 一審被告東電は、平成24年2月28日付けプレスリリースにおいて、中間指針追補を踏まえ、本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者に対する賠償について、以下のとおりの賠償基準を公表した（乙C12, 57）。

(ア) 18歳以下であった者（誕生日が平成4年3月12日ないし平成23年12月31日の者）及び妊娠していた者（平成23年3月11日ないし同年12月31日の間に妊娠していた期間のある者）

対象期間 平成23年3月11日ないし同年12月31日

賠償金額 一人当たり40万円

なお、上記対象者を含む世帯は、避難生活に伴う支出が大きいことから、上記対象者で自主的避難をした場合は、一人当たり20万円を40万円に追加して支払う。

(イ) 上記以外の者

対象期間 平成23年3月11日ないし同年4月22日

賠償金額 一人当たり8万円

(ウ) 賠償金額の対象となる損害

a 自主的避難を行った場合

- ・自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ・自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害さ

れたために生じた精神的苦痛

・避難及び帰宅に要した移動費用

b 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合

・放射線被ばくへの恐怖や不安，これに伴う行動の自由の制限等により，正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

・放射線被ばくへの恐怖や不安，これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば，その増加費用

エ 一審被告東電は，平成24年6月21日付けプレスリリースにおいて，中間指針第二次追補を踏まえ，本件事故発生時に緊急時避難準備区域に生活の本拠としての住居があった者については，避難の有無や帰還の時期にかかわらず，平成24年3月1日から同年5月31日の対象期間について，精神的損害に係る賠償金として一人当たり月額10万円を支払う旨を公表した（乙C6）。

オ 一審被告東電は，平成24年7月24日付けプレスリリースにおいて，中間指針第二次追補等を踏まえ，避難指示区域における賠償を以下のとおり実施する旨を公表した（乙C26，42）。

同プレスリリースにおいて，被害者が生活の再建や生活基盤の確立に向けてまとまった金額を早期に受け取れるように，将来分を含めた一定期間に発生する全ての損害項目に対する賠償金を包括して支払う包括請求方式を選択できるとし，そのうち精神的損害（避難に伴う生活費の増加費用を含む）については，以下のとおりとされた。

(ア) 帰還困難区域

一人当たり600万円（対象期間：平成24年6月1日ないし平成29年5月31日）

(イ) 居住制限区域

一人当たり240万円（対象期間：平成24年6月1日ないし平成26年5月31日）

(ウ) 避難指示解除準備区域

一人当たり120万円（対象期間：平成24年6月1日ないし平成25年5月31日）

(エ) 緊急時避難準備区域

一人当たり30万円（対象期間：平成24年6月1日ないし同年8月31日）。中学生以下については、学校等の再開状況を踏まえ、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害に係る賠償として一人当たり35万円（月額5万円）

(オ) 緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域に早期に帰還した者や本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けた者

一人当たり月額10万円（対象期間：緊急時避難準備区域については平成23年3月11日ないし平成24年2月29日、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域については平成23年3月11日ないし同年9月30日）

カ 一審被告東電は、平成24年8月13日付けプレスリリースにおいて、緊急時避難準備区域等における精神的損害について、以下のとおり損害を賠償することを公表した（乙C45）。

(ア) 対象者

本件事故発生当時に緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域に生活の本拠としての住居があった者のうち、本件事故発生により避難後、以下の対象期間内に帰還し、又は本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けたことにより以下の対象期間において避難生活等による精神的損害に係る賠償金を受領していない期間のあ

る者

(イ) 対象期間

a 緊急時避難準備区域

平成23年3月11日ないし平成24年2月29日

b 旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域

平成23年3月11日ないし同年9月30日

(ウ) 対象となる損害

避難等によって被った精神的苦痛に対する損害

避難生活等による生活費の増加費用

(エ) 賠償金額

上記対象期間のうち避難生活等による精神的損害に係る賠償金を受領していない期間に応じて一人当たり月額10万円

キ 一審被告東電は、平成24年12月5日付けプレスリリースにおいて、中間指針追補及び中間指針第二次追補を踏まえ、自主的避難等対象区域の居住者に対する賠償について、以下のとおり追加の賠償を実施することを公表した（乙C13, 60）。

(ア) 精神的苦痛等に対する賠償

a 対象者

本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者のうち、平成24年1月1日から同年8月31日の間に18歳以下であった期間がある者（誕生日が平成5年1月2日ないし平成24年8月31日の者）又は平成24年1月1日から同年8月31日の間に妊娠していた期間がある者（なお、平成23年3月12日から平成24年8月31日の間に上記対象者から出生した者も対象者とする。）

b 賠償の対象となる損害

平成24年1月1日から同年8月31日の間における①自主避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛,生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用,②自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安,これに伴う行動の自由の制限等により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び生活費が増加した分があればその増加費用

c 賠償金額

精神的苦痛,生活費の増加費用を含めて一人当たり8万円

(イ) 追加的費用等に対する賠償

a 対象者

本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者(なお,平成23年3月12日から平成24年8月31日までの間に上記対象者から出生した者も対象者とする。)

b 賠償の対象となる損害

本件事故に起因して負担した①自主的避難等対象区域での生活において負担した追加的費用,②前回の賠償金額を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅に要した移動費用等のうち,一定の範囲

c 賠償金額

一人当たり4万円

ク 一審被告東電は,平成26年3月26日付けプレスリリースにおいて,中間指針第四次追補を踏まえ,以下のとおり賠償することを公表した(乙C43,44)。

(ア) 移住を余儀なくされたことによる精神的損害について

a 対象者

本件事故発生時点において、生活の本拠が帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域にあり、避難等を余儀なくされ、かつ避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうちいずれか早い時点において避難等対象者である者

b 賠償金額

一人当たり700万円

(イ) 避難指示解除後の相当期間（1年間）に発生する損害について

a 対象者

本件事故発生時点において居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（ただし、いずれも大熊町及び双葉町を除く。）のうち、避難指示が解除された区域に生活の本拠があった者

b 対象となる損害

避難生活等による精神的損害

その他実費等（避難・帰宅等にかかる費用相当額及び家賃にかかる費用相当額）

c 賠償金額

一人当たり120万円（相当期間分を一括で支払う場合）

一人当たり月額10万円（相当期間終了までに3か月毎に支払う場合）

ケ 一審被告東電は、平成27年8月26日付けプレスリリースにおいて、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における精神的損害等に係る賠償を以下のとおり実施する旨を公表した。（乙C103）

(ア) 対象者

本件事故発生時点における生活の本拠が避難指示解除準備区域・居住制限区域（大熊町・双葉町を除く。）にあった者で避難継続を余儀なくされている者（既に避難指示が解除された田村市、川内村の避難指示解

除準備区域についても、避難指示解除後の避難継続の有無にかかわらず対象となる。)

(イ) 対象となる損害

避難生活等による精神的損害

その他実費等（避難・帰宅等にかかる費用相当額，家賃にかかる費用相当額）

(ウ) 対象期間

平成30年3月まで

(エ) 賠償金額

一人当たり月額10万円

コ 以上の賠償基準等によれば、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域及び自主的避難等対象区域に本件事故当時に生活の本拠があった者に対する被告東電の精神的損害に対する賠償額は、おおむね以下のとおりとなる。

(ア) 帰還困難区域

a 平成23年3月11日から平成24年5月31日

一人当たり月額10万円

b 平成24年6月1日から平成29年5月31日

1人600万円

c 中間指針第四次追補に基づく700万円

d 合計 1450万円

(イ) 居住制限区域、避難指示解除準備区域

a 平成23年3月11日から平成30年3月31日まで

一人月額10万円

b 合計850万円

(ウ) 緊急時避難準備区域

- a 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで月額10万円
- b 合計180万円

(エ) 自主的避難等対象区域

- a 平成23年3月11日以降本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日頃まで）について、18歳以下であった者及び妊婦以外の者に対して8万円
- b 平成23年3月11日から同年12月31日まで、18歳以下であった者及び妊婦に対して40万円
- c 平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して8万円

(2) 一審原告らに対する支払

一審被告東電は、当審の口頭弁論終結時までには、一審原告らに対し、後記第2節においてそれぞれ認定の金額を支払ったことが認められる。

2 一審原告らの既払金の充当に関する主張について

一審原告らは、本件訴訟の訴訟物は、多種多様な権利・利益が複雑かつ密接に結び付いた総体としての包括的生活利益であるのに対し、中間指針等に基づく既払金は、避難に伴う日常生活上の不便さに着目して策定されており、両者の間には、量的な差にとどまらない質的な相違があり全く重ならないものであるから、一審被告東電の既払金を一審原告らの請求に充当するのは不当であると主張する。

しかし、中間指針等が定める精神的損害に対する慰謝料は、前記のとおり、単に避難生活の不便さに係る精神的損害だけを慰謝するものではなく、平穏な日常生活及びその生活基盤の喪失に係る苦痛、自宅に帰れない苦痛、先の見通しが見えない不安、放射線被ばくへの不安や恐怖を慰謝するものであることは中間指針等の内容に照らして明らかであるから、中間指針等及びそれに基づいて定められた一審被告東電の賠償基準に従って精神的損害に対する賠償として

支払われた既払金は、一審原告らの請求に充当されるというべきである。

また、一審原告らは、仮に部分的な重なり合いがあるとしても、中間指針等が定める慰謝料の中には、「生活費増加分」として本件事故によって増加した生活費の賠償が含まれているから、既払金全額を充当することは不当であるなどと主張する。確かに、中間指針及びそれを踏まえて策定された一審被告東電の賠償基準に基づいて避難指示等対象区域の住民の精神的損害に対して支払われる月額10万円や自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に対して支払われる8万円又は48万円には、避難生活に伴う生活費の増加費用が含まれるものである。しかし、避難生活に伴う生活費の増加費用が精神的損害と一体として支払われるのは、避難者等の数が膨大であり、避難による生活費の増加費用について主張立証を求めることには相当の困難を伴うだけでなく、各避難者にとっても、そもそも生活費増加分には水道光熱費のように本件事故に起因する部分を特定することが困難な費用が含まれ、また、避難に伴う生活費の増加が避難生活に伴う精神的苦痛と密接不可分な関係にあることから、精神的損害の名目で一括して賠償するのが合理的だからである。したがって、一審被告東電としては、精神的損害に対する賠償として支払われた避難指示等対象区域の住民に対する月額10万円や自主的避難等対象区域の住民に対する8万円又は48万円の全額をもって弁済を主張できるというべきである。

3 一審被告東電の既払総額を弁済とする抗弁について

一審被告東電は、損害の項目を問わず、一審被告東電による既払金全額が、一審原告らが請求する精神的損害に係る損害賠償請求権に充当されると主張するので、以下、この点について検討する。

本件訴訟において、一審原告らは、本件事故による精神的損害及びその弁護士費用に限って一審被告らに対し損害賠償請求をしていること、したがって、一審原告らは、精神的損害に限って主張立証をし、一審被告東電も精神的損害に対する弁済を主張立証してきたこと、平成25年9月11日に本件訴訟が提

起され、平成29年3月17日に原審において判決が言い渡されたこと、当審の第1回口頭弁論期日は平成30年3月8日に開かれ、以後審理が進められ、令和元年9月17日に開かれた進行協議期日において、令和2年4月21日に実施予定の第10回口頭弁論期日において弁論を終結することが裁判所及び当事者双方の間で確認されたこと、令和2年2月4日に開かれた第9回口頭弁論期日において、第10回口頭弁論期日が同年4月21日午後1時30分と指定され、第9回口頭弁論期日と同日に開かれた進行協議期日において、当事者双方がそれぞれ最終準備書面を令和2年2月末日までに提出し、それに対する反論書面を提出する場合には同年3月末日までに提出することが裁判所及び当事者双方との間で確認されたこと、一審被告東電は、同年3月6日頃、同日付の準備書面を提出し、同書面において、弁済の抗弁に関する主張を変更する旨を明らかにし、損害の項目を問わず既払総額を本件の損害賠償債務に充当すると主張したこと、同年4月21日とされていた第10回口頭弁論期日の指定は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、同年3月30日、同年7月9日午後1時30分に変更されたが、審理の予定等に特段の変更はなかったことは、いずれも当裁判所に顕著である。

一審原告らと一審被告東電との間で、一審被告東電が支払った賠償金をまず一審原告らの精神的損害に係る損害賠償請求権に充当する旨の合意があることを認めるに足りる証拠はないから、一審原告らが本件訴訟において請求する損害賠償請求権が、財産的損害等の精神的損害以外の損害に対する賠償として一審被告東電が支払った既払金により、弁済によって消滅したか否かを判断するためには、財産的損害等の精神的損害以外の損害についても一審原告らにおいて主張立証する必要がある。

一審原告らは、本件訴訟において精神的損害に対する賠償のみを求めており、一審被告東電も、一審被告東電が精神的損害に対する賠償として一審原告らに支払った額を弁済の抗弁として主張立証していたから、一審原告らは、本件訴

訟の審理において、本件事故により被った精神的損害以外の損害の有無及び額を主張立証していない。そのため、控訴審の口頭弁論終結の直前になって、一審原告らが本件事故により被った財産的損害を含む全ての損害の内容及び額の主張立証を始めることは、訴訟の完結を遅延させることは明らかである。

また、一審被告東電は、一審原告らに対し自ら賠償金の支払をしているのであるから、本件訴えが提起された当初から一審原告らに支払った賠償金の総額を一審原告らの損害賠償請求権に対する弁済として主張することは容易であった。それにもかかわらず、一審被告東電が控訴審の口頭弁論終結予定の直前になってこのような主張をすることは、故意又は重大な過失があるというほかない。

したがって、一審被告東電の上記弁済の抗弁は、時機に後れたものとして却下するのが相当である。

4 一審被告東電の世帯内の他の構成員に対する支払をもって弁済とする抗弁について

一審被告東電は、上記令和2年3月6日付け準備書面において、一審原告らの世帯の構成員間で、一審被告東電からの弁済金を融通でき、各一審原告が所属する世帯の構成員に対する弁済をもって各一審原告に対する損害賠償債務に充当されると主張する。

上記主張についても、一審原告らにおいて世帯の同一の有無について今後主張立証を要することになるから、訴訟の完結を遅延させるとともに、一審被告東電が控訴審の口頭弁論終結予定の直前になってこのような主張をすることは、一審被告東電に故意又は重過失があるといわざるを得ないから、一審被告東電の上記弁済の抗弁も、時機に後れたものとして却下するのが相当である。

もっとも、一審被告東電は、子供又は妊婦の精神的損害に対する弁済については広い意味では子供や妊婦のいる世帯全体に対する精神的損害の賠償としての意味も有していると主張していたことから、念のため検討すると、一審原告

らが本件訴訟において請求する損害賠償請求権は、本件事故により一審原告らが平穩生活権という人格的利益を侵害されたことにより被った精神的苦痛に対する慰謝料の支払を求めるものであるから、一身専属的な権利であり、同一の世帯であるからといって、特段の合意でもない限り、他の構成員に対する支払が一審原告らの求める慰謝料の支払に充当されることはないというべきである。

そして、後記「第2節 一審原告らの個別の相当因果関係及び損害額について」において掲記した各証拠及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告ら及びそれと同一の世帯に属する家族らに支払った既払金は、世帯の各人毎に支払の対象や金額の内訳が明示された上で、その合計額を世帯の代表者にまとめて送金する方式で支払われていることが認められる。このような支払方式からすると、一審被告東電から賠償金の支払を受ける世帯の構成員は、世帯の代表者に対し、賠償金の請求や受領を委ねていることが窺えるものの、それを超えて、各人宛てに支払われた賠償金を、世帯の代表者が世帯内の他の者に対する支払へ割り変える権限まで委ねたものとは認められないし、他に一審被告東電と、一審原告らあるいは世帯代表者との間で、充当に関する特段の合意が存在することを認めるに足りる証拠はない。

したがって、一審被告東電の上記主張はいずれにしても採用することができない。

第7 弁護士費用について

本件事案の性質、内容等に照らし、各一審原告らに要した弁護士費用のうち、後記のとおり認定された慰謝料額からそれぞれ弁済額を充当した後の残額の10パーセントに相当する額(ただし、千円以上切り上げ、百円以下は切り捨て。)について、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

なお、一審被告東電は、原告番号73に210万円、原告番号79に1310万円、原告番号80に1180万円、原告番号93に745万円、原告番号119に50万円、原告番号120ないし122に各30万円を追加して支払う

旨を表明しており、簡易迅速な直接賠償手続により一審被告東電から賠償金を受け取ることができたのであるから、上記各一審原告らの弁護士費用は本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらないと主張する。しかし、一審原告らは、直接賠償手続の利用を強制されるものではないから、一審原告らが同手続によらずに訴訟で損害賠償を請求する途を選択したからといって、弁護士費用が本件事故と相当因果関係を欠くことになるものではない。したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

第2節 一審原告らの個別の相当因果関係及び損害額について

